

山口県水道ビジョン検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 山口県水道ビジョンを策定するにあたり、学識経験者、消費者、水道事業者及び水道用水供給事業者から意見を聴くため、山口県水道ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 山口県水道ビジョンの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から山口県水道ビジョン策定の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長は、委員の互選によって決定し、委員会の会務を総括する。

3 委員長代理は、委員のうちから委員長の指名によって決定し、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が座長を務める。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局等)

第6条 委員会の事務局は、山口県環境生活部生活衛生課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。